

分別管理に関する規程（社内規程モデル）

（注）この社内規程モデルは、金融商品取引法第 43 条の 2 に規定する分別管理（有価証券関連取引に関するもの）を行う協会員向けに作成している。商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を行う社においては、同法第 43 条の 2 の 2 に規定する区分管理について、下記の各条の注意書きを参考にして、適宜、社内規程を作成すること。

また、F X取引の取扱い等、同法第 43 条の 3 に規定する区分管理（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く）を行う社においては、別途規定を行う必要があることに留意すること。

（目 的）

第 1 条 この規程は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 に規定する分別管理に関する事務処理等について必要な事項を定め、その適正化に資することを目的とする。

（注）金商法第 43 条の 2 の 2 に規定する区分管理を行う社においては、実情に応じ適宜その旨を追記すること。

（法令、規則等の遵守）

第 2 条 当社における分別管理に関する事務処理等については、金商法、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）及びその関係政府令並びに当社が加入する金融商品取引業協会（注）、投資者保護基金（以下「基金」という。）、金融商品取引所及び金融商品取引清算機関等の諸規則を遵守するとともに、この規程に定めるところにより行うものとする。

（注） 特定委託者保護基金の特定会員の場合は、必要に応じ特定委託者保護基金の諸規則を遵守する旨をあわせて記載すること。

（有価証券の管理方法）

第 3 条 当社は、顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券（以下「顧客有価証券」という。）について、次の各号に定める方法により確実にかつ整然と管理する。

1 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券

① 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（転換社債券を含む。以下同じ。）、投資証券、受益証券及び出資証券（以下「国内上場証券」という。）については、原則として、証券保管振替機構（以下「機構」という。機構から委託を受けた者を含む。以下同じ。）において、帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）と顧客有価証券とを区分管理し、混合して保管する。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。ただし、顧客の申し出等により機構へ再寄託しない国内上場証券については、

〔保管機関〕（当社金庫等又は第三者保管機関、〇〇センター等保管場所を具体的に記載。以下同じ。）において、固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する。

- ② 顧客有価証券について、顧客の指示により転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換請求を含む。）等のため、発行会社（株主名簿管理人を含む。以下同じ。）へ提供したものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理する。

2 国内上場外国有価証券

国内上場外国有価証券については、原則として、機構において、帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混合して保管する。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

3 振替法に基づく振替決済制度において取り扱う社債、株式等

① 国債については、振替法の規定に基づき、〔日本銀行又は直近上位機関（具体的な名称を記載）〕において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理する。

② 社債、株式等（①に規定する国債を除く。）については、振替法の規定に基づき、〔機構又は直近上位機関（具体的な名称を記載）〕において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理する。

（注） 「振替法に基づく振替決済制度において取り扱う社債、株式等」には、現在、国債、短期社債、一般債、投資信託受益権、株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口及び優先出資のみが該当する。

4 転換社債型新株予約権付社債券及び3に規定する有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等

原則として、〔保管機関〕において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管する。（注）ただし、大券で発行された証券及び株式ミニ投資など、単一券面を自己と顧客とが共有することとされており、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確に保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

5 投資信託受益証券

原則として、〔保管場所〕において混合して保管する。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理する。ただし、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

6 累積投資商品

累積投資契約に基づき、単一券面を当社と当社の顧客とが共有している株券、債券及び受益証券等は、当社の帳簿等によりその保管場所等を明らかにし且つ他の有価証券と区分して保管又は管理する。この場合において、当社の帳簿等により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

7 海外の保管機関で保管又は管理されている有価証券

海外の保管機関において、下表のとおり口座区分などの方法により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理すること。ただし、下表のとおり保管機関において顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で保管又は管理させることができない場合には、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

[海外カストディーの概要]

保管機関名	設立国	寄託証券の種類	口座区分の有無及び分別方法
〇〇〇〇機関	××国		
▲▲▲▲機関	++国		

注：自社で個別保管するときは、下線部分について、「顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるような状態で保管する」とする。なお、証券代行会社などの第三者に再寄託（アウトソーシング）する場合には、その保管内容について適宜整理して規定すること。

（注1）商品・倉荷証券を取扱う社においては、第3条の標題、柱書及び同条第8号について以下を参考に規定することが考えられる。

（有価証券及び商品等の管理方法）

第3条 当社は、顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券（以下「顧客有価証券」という。）及び商品等について、次の各号に定める方法により確実にかつ整然と管理する。

8 商品（倉荷証券を含む。）

当社の固有財産である商品（倉荷証券を含む。）は、当社又は倉庫会社等において保管し、顧客より預託を受けた商品（倉荷証券を含む。）については、当社、倉庫会社等又は●●（証券代行会社などの第三者）において、当社の帳簿等により、各顧客の持分が直ちに判別できる状態で保管する。

（注2）特定委託者保護基金の特定会員の場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令附則（平二六内閣令一一）第2条の規定を参考に、各社の実情に応じて適宜規定すること。有価証券の取扱いがない会社にあつては、規定不要であるが、「取扱わない」旨を規定することも考えられる。

（顧客分別金の額の算定）

第4条 顧客毎の顧客分別金（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金を除く。以下この条において同じ。）の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合計額から第4号に掲げる額の合計額を差し引いて算定した額とする。ただし、第4号の額は、第1号のロと第2号のイの額の合計額を上限とする。

① 顧客勘定元帳に計上された以下に掲げる金銭

イ 顧客勘定元帳の貸方残高（ただし、以下のロ、ハ及びニの額を除き、累積投資（一般口・財形口）の額を含む。）

ロ 信用取引受入保証金

ハ 先物取引受入証拠金（金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。）

ニ 募集等受入金

② 以下に掲げる代用有価証券の時価相当額

イ 顧客勘定元帳に計上された信用取引受入保証金代用有価証券のうち、証券金融会社（母店金融商品取引業者）以外の第三者に担保に差し入れた有価証券の時価相当額

ロ 日計表に計上された先物取引証拠金代用有価証券（金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。）のうち、担保に差し入れた有価証券の時価相当額

③ その他顧客から預託を受けた金銭（①及び②を除く。）

④ 控除可能金額

イ 信用取引評価損

ロ 委託手数料、借入金の利子、借入有価証券の品借料及びその他顧客が負担するもの

(注) ③は、集金代行業者に滞留している「有価証券の買付代金相当額」等を指します。

2 前項に定める顧客毎の顧客分別金の額及び顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）は日々算定すること。

(注) 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の両方を行う会員は、以下を参考に規定することが考えられる。

商品関連市場デリバティブ取引のみを行う社においては、下記を参考に、自社の顧客区分管理必要額の算定方法を記載すること。

特定委託者保護基金の特定会員の場合は、下記を参考に、金融商品取引業等に関する内閣府令附則（平二六内閣令一一）第2条の規定に基づき、各社の実情に応じて適宜規定すること。

（顧客分別金及び個別商品顧客区分管理金額の額の算定 — 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を行う会員用）

第4条 顧客毎の顧客分別金（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金を除く。以下この条において同じ。）の額及び個別商品顧客区分管理金額は、第1号から第3号までに掲げる額の合計額から第4号に掲げる額の合計額を差し引いて算定した額とする。ただし、第4号の額は、第1号のロと第2号のイの額の合計額を上限とする。

① 顧客勘定元帳に計上された以下に掲げる金銭

イ 顧客勘定元帳の貸方残高（ただし、以下のロ、ハ及びニの額を除き、累積投資（一般口・財形口）の額を含む。）

- ロ 信用取引受入保証金
 - ハ 先物取引受入証拠金（金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。）
 - ニ 募集等受入金
- ② 以下に掲げる代用有価証券の時価相当額
- イ 顧客勘定元帳に計上された信用取引受入保証金代用有価証券のうち、証券金融会社（母店金融商品取引業者）以外の第三者に担保に差し入れた有価証券の時価相当額
 - ロ 日計表に計上された先物取引証拠金代用有価証券（金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。）のうち、担保に差し入れた有価証券の時価相当額
- ③ その他顧客から預託を受けた金銭（①及び②を除く。）
- ④ 控除可能金額
- イ 信用取引評価損
 - ロ 委託手数料、借入金の利子、借入有価証券の品借料及びその他顧客が負担するもの
- （注１） ③は、集金代行業者に滞留している「有価証券の買付代金相当額」等を指します。
- （注２） 倉荷証券を取り扱う社においては、②ロにおける「代用有価証券」「有価証券」に倉荷証券を含む旨を規定すること。
- ２ 前項に定める顧客毎の顧客分別金の額及び個別商品顧客区分管理金額並びに顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）及び商品顧客区分管理必要額（顧客毎の個別商品顧客区分管理金額の合計額）は日々算定すること。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定 ― 有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行う協会員用）

- 第４条の２** 前条の規定にかかわらず、金商法第 43 条の２第２項第２号に掲げる金銭及び同項第３号に掲げる有価証券（同項第２号に規定する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するものに限る。以下「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に関するものに限る。）について、同項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客毎に算定（顧客毎の顧客分別金）し、その算定の対象となる当該金銭の額及び当該有価証券の時価の合計額とする。
- ① 店頭デリバティブ取引
 - ② 外国市場デリバティブ取引（外国の金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託した証拠金を除く。）
 - ③ 金商法施行令第 16 条の 15 に規定する取引
- ２ 前項の金銭の額には、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができる。
- ３ 第１項の規定による顧客毎の額の算定に当たっては、当社が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の

評価損となるもの（当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

- 4 前3項の規定により顧客毎に算定する当該顧客に返還すべき額（顧客毎の顧客分別金の額）及び顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）は日々算定すること。

（信用取引に係る分別管理 — 取引所会員等用）

第5条 当社の顧客から信用取引を受託した場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第140条第1項に定める特例の要件を具備するため、以下の各号に定めるところにより、顧客の建玉及び委託保証金代用有価証券を管理することとする。

- ① 当社は、証券金融会社との間で行う自己の計算に基づく信用取引に係る貸借取引（以下「自己貸借」という。）と顧客の計算に基づく信用取引に係る貸借取引（以下「委託貸借」という。）とを帳簿等により明確に区分すること。
 - ② 証券金融会社において、委託貸借に係る代用有価証券とその他の取引に係る有価証券とが明確に区分されているか確認すること。
 - ③ 証券金融会社の規程に基づき、貸借取引残高について日々値洗いするとともに、証券金融会社の規定に基づき当該貸借取引残高に係る更新差金を授受すること。
 - ④ 証券金融会社において、委託貸借に係る債務以外の債務の弁済を目的として、委託貸借に係る代用有価証券が担保処分されないよう、貸借取引契約等により当該証券金融会社と契約すること。
- 2 当社が母店金融商品取引業者として、取引所非会員又は取引所非取引参加者である金融商品取引業者（以下「取次金融商品取引業者」という。）から「有価証券の売買その他の取引等に関する契約書」（母店契約書）並びに金融商品取引所が定める「信用取引口座設定約諾書」等に基づき信用取引の委託の取次ぎを受託する場合における具体的な管理等については、別紙「信用取引の分別管理に係る母店・取次金融商品取引業者との相互管理規定」に定めるところによる。

（信用取引に係る分別管理 — 取引所非会員等用）

第5条 当社の顧客から信用取引を受託した場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第140条第1項に定める特例の要件を具備するため、以下の各号に定めるところにより、顧客の建玉及び委託保証金代用有価証券を管理することとする。

- ① 当社は、「有価証券の売買その他の取引等に関する契約書」（母店契約書）並びに金融商品取引所が定める「信用取引口座設定約諾書」等（以下「母店契約等」という。）に基づき母店金融商品取引業者へ取り次いだ信用取引については、自己の計算に基づく信用取引（以下「自己信用」という。）と顧客の計算に基づく信用取引（以下「委託信用」という。）とを帳簿等により明確に区分すること。
- ② 母店金融商品取引業者において、委託信用に係る代用有価証券とその他の取引に係る有価証券とが明確に区分して管理されていること。
- ③ 母店金融商品取引業者が会員又は取引参加者となっている金融商品取引所の受託契約準則

に定める信用取引の受入保証金の計算方法に基づき、当社において、委託信用に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び利益の額を日々計算すること。また、当該委託信用に係る計算上の損失額及び顧客が負担すべきものを差し引いて計算した受入保証金の総額が、金商法第161条の2に規定する率を下回る場合において、母店金融商品取引業者へ委託信用を取り次ぐときは、母店契約等により、当該母店金融商品取引業者へ当該下回る額に相当する保証金を差し入れることとされていること。

- ④ 母店金融商品取引業者において、委託信用に係る債務以外の債務の弁済を目的として、委託信用に係る代用有価証券が担保処分されないよう、母店契約等により当該母店金融商品取引業者と契約すること。

- 2 母店金融商品取引業者との間における委託信用及び同代用有価証券の具体的な管理等については、別紙「信用取引の分別管理に係る母店・取次金融商品取引業者との相互管理規定」によるものとする。

(注1) 上記第5条は、取引所会員及び取引所取引参加者については「取引所会員等用」を、取引所非会員及び取引所非取引参加者は「取引所非会員等用」を参考に規定すること。また、取引所会員等でありながら、他市場へ委託信用を取次ぐことのある金融商品取引業者の場合は、「取引所非会員等用」を第5条の2とするなど工夫して、双方の規定を具備すること。

(注2) 第5条（取引所会員等用）第2項は母店金融商品取引業者である場合に限り規定すること。

(顧客分別金信託)

- 第6条** 当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。）に係る信託契約を締結する。なお、下記差替基準日又は差替日が休業日の場合には前営業日に繰り上げて（翌営業日に繰り下げて）計算し又は差し替えることとする。

(注) 週（日曜日から土曜日までの間）に1日以上差替計算基準日を設けること。

受託者	差替基準日	差替日	信託の種類	信託の対象
〇〇信託銀行	〇曜日	□曜日		
▲▲信託銀行	▲曜日	×曜日		

注：1「信託の種類」には、特定金外信託、指定合同運用信託、有価証券信託又は包括信託など信託契約の種類を記入すること。

2「信託の対象」には、複数の信託銀行と信託契約する場合に、各々の信託銀行へ顧客分別金必要額をどのように振り分けて信託するか簡便に記載すること。

- 2 前項に定める信託契約に係る受益者代理人は〇〇〇〇（役職名を明記）とする。ただし、当社が金商法第79条の54に規定する通知金融商品取引業者に該当したときは、基金にその旨を通知するとともに、当該基金が特に認めた場合を除き当該基金が当該信託の受益者代理人となる。
- 3 差替基準日における信託財産の元本の評価額が、第4条の規定に基づき算定した顧客分別金必要額に満たない場合は、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ当該差替日に追加して信託するものとする。

4 次の各号に定める額の範囲で、顧客分別金信託に係る信託契約の全部又は一部を解約することができる。

① 信託財産の元本が顧客分別金必要額を超過する場合

差替基準日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額。

② 募集等受入金を払込む場合

募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額。

③ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合

変更しようとする信託財産の額。ただし、他の信託への変更は顧客分別金信託に切れ目が生じないように行うこと。

5 顧客分別金信託の運用方法等については別に定めるところによる。

(注) 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の両方を行い、それぞれの取引に係る証拠金を一体として管理する会員は、以下を参考に規定することが考えられる。

有価証券関連市場デリバティブ取引を行わず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等ののみを行う協会員にあつては、本条を参考に、商品顧客区分管理信託に係る部分のみ規定すること。

特定委託者保護基金の特定会員の場合は、下記を参考に、金融商品取引業等に関する内閣府令附則（平二六内閣令一一）第2条の規定に基づき、各社の実情に応じて適宜規定すること。この場合、同条第1項各号に定める財産管理措置のいずれを採用しているかが明確になるよう留意すること。

（顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託 — 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を行う会員用）

第6条 当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。）及び商品顧客区分管理信託に係る信託契約を締結する。なお、下記差替基準日又は差替日が休業日の場合には前営業日に繰り上げて（翌営業日に繰り下げて）計算し又は差し替えることとする。

(注) 週（日曜日から土曜日までの間）に1日以上差替計算基準日を設けること。

受託者	差替基準日	差替日	信託の種類	信託の対象
〇〇信託銀行	〇曜日	□曜日		
▲▲信託銀行	▲曜日	×曜日		

注：1「信託の種類」には、特定金外信託、指定合同運用信託、有価証券信託又は包括信託など信託契約の種類を記入すること。

2「信託の対象」には、複数の信託銀行と信託契約する場合に、各々の信託銀行へ顧客分別金必要額をどのように振り分けて信託するか簡便に記載すること。

2 前項に定める信託契約に係る受益者代理人は〇〇〇〇（役職名を明記）とする。ただし、当社が金商法第79条の54に規定する通知金融商品取引業者に該当したときは、基金にその旨を通知

するとともに、当該基金が特に認めた場合を除き当該基金が当該信託の受益者代理人となる。

- 3 差替基準日における信託財産の元本の評価額が、第4条の規定に基づき算定した顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額の合計額に満たない場合は、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ当該差替日に追加して信託するものとする。

(注) 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引について、それぞれの取引に係る証拠金を別々に管理し、かつ一つの信託契約で信託している会員においては、以下を参考に規定することが考えられる。

- 3 差替基準日における顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託それぞれの信託財産の元本の評価額が、第4条の規定に基づき算定した顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額それぞれの金額に満たない場合は、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ当該差替日に追加して信託するものとする。

- 4 次の各号に定める額の範囲で、顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託に係る信託契約の全部又は一部を解約することができる。

- ① 信託財産の元本が顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額の合計額を超過する場合
差替基準日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額の合計額を超過する場合における当該超過額に相当する額。

(注) 有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引について、それぞれの取引に係る証拠金を別々に管理し、かつ一つの信託契約で信託している会員においては、「顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額の合計額を超過する場合」ではなく「顧客分別金必要額及び商品顧客区分管理必要額のそれぞれの金額を超過する場合」と規定する必要があることに留意すること。

- ② 募集等受入金を払込む場合

募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額。

- ③ 顧客分別金及び個別商品顧客区分管理金額の管理を他の信託へ変更する場合

変更しようとする信託財産の額。ただし、他の信託への変更は顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託に切れ目が生じないように行うこと。

- 5 顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託の運用方法等については別に定めるところによる。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託 — 有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行う協会員用)

第6条の2 当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託に限る。以下この条において同じ。）に係る信託契約を締結する。

受託者	信託の種類	信託の対象
〇〇信託銀行		
▲▲信		

託銀行		
-----	--	--

注：1「信託の種類」には、特定金外信託、指定合同運用信託など信託契約の種類を記入すること。

2「信託の対象」には、複数の信託銀行と信託契約する場合に、各々の信託銀行へ顧客分別金必要額をどのように振り分けて信託するか簡便に記載すること。

- 2 前項に定める信託契約に係る受益者代理人は〇〇〇〇（役職名を明記、弁護士等については「弁護士」等を明記する。）とする。ただし、当社が金融商品取引業等に関する内閣府令第141条の2第1項第4号に掲げる要件に該当したときは、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものとする（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。
- 3 信託財産の元本の評価額が、第4条の2の規定に基づき算定した顧客分別金必要額に満たない場合は、満たさないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ追加して信託するものとする。
- 4 次の各号に定める額の範囲で、顧客分別金信託に係る信託契約の全部又は一部を解約することができる。
 - ① 信託財産の元本が顧客分別金必要額を超過する場合
信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額。
 - ② 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合
変更しようとする信託財産の額。ただし、他の信託への変更は顧客分別金信託に切れ目が生じないように行うこと。
- 5 顧客分別金信託の運用方法等については別に定めるところによる。

（分別管理に係る内部管理体制の整備）

- 第7条** 顧客分別金及び同必要額（以下「顧客分別金等」という。）の算定、同必要額の差替えは、〇〇部がこれを行うこととする。
- 2 当社は、顧客分別金等の算定に当たり、〇〇部において各部署等から基礎データ等入手し、本規程のほか関係法令・諸規則に準拠し厳格な算定が行われ且つ信託契約に則り適正に顧客分別金必要額の差替えを行うことができる体制を整備することとする。
 - 3 顧客有価証券の分別管理の運営及び管理は、□□部がこれを行うこととする。
 - 4 当社は、□□部において、本規程のほか関係法令・諸規則に準拠し厳格に分別管理できる体制を整備することとする。
 - 5 △△部（社内検査部門）は、〇〇部が算定した顧客分別金等が適正に算定されているか、また、□□部が顧客有価証券に係る分別管理を適正に運営・管理しているか定期的に検証することとする。
 - 6 〇〇部及び□□部の責任者は、顧客分別金等の算定、顧客分別金必要額の差替え並びに分別管理の実施状況について、内部管理統括責任者へ定期的に報告するものとする。
- （注）金商法第43条の2の2に規定する区分管理を行う社においては、個別商品顧客区分管理金額、商品顧客区分管理必要額並びに有価証券及び商品（倉荷証券を含む）の区分管理について、実情に応じ適宜同様の規定を行うこと。

（顧客分別金等の算定に係る基礎データの管理）

第8条 顧客分別金等の算定に当たり、入手した基礎データについては、〇〇部において適切に管理し、保存することとする。

2 前項に規定する基礎データの保存年限は、別に定めるところによる。

（注）金商法第43条の2の2に規定する区分管理を行う社においては、第7条とあわせて、個別商品顧客区分管理金額及び商品顧客区分管理必要額について、実情に応じ適宜同様の規定を行うこと。

付 則

この改正は、令和2年6月17日から施行する。